



# 宮 崎 県 公 報

令和 3 年 10 月 4 日 (月曜日) 号外 第 46 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 条 例

- 宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例…………… (情報政策課) 2
- 宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条

頁

- 例の一部を改正する条例…………… (情報政策課) 2
- 宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例…………… (総務課) 3
- 宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例 (危機管理課) 3
- みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例…………… (環境管理課) 4
- うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例…………… (漁業管理課) 5
- 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例…………… (警察本部) 8

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◎ 宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例 (条例第31号)

- 1 改正の理由及び主な内容  
食品等取扱条例の廃止等に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 (条例第32号)

- 1 改正の理由及び主な内容  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例 (条例第33号)

- 1 改正の理由及び主な内容  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例 (条例第34号)

- 1 改正の理由及び主な内容  
災害対策基本法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◎ みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第35号)

- 1 改正の理由及び主な内容  
地球温暖化対策の推進に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例（条例第36号）

- 1 改正の理由及び主な内容  
漁業法の改正等に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第37号）

- 1 改正の理由及び主な内容  
新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第31号

宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年宮崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第7条関係）		別表（第7条関係）	
食品等取扱条例（昭和26年宮崎県条例第21号）	第5条第1項及び第2項		
宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）	[略]	宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）	[略]
[略]		[略]	
ふぐ取扱条例（昭和33年宮崎県条例第29号）	第9条第2項及び第3項	宮崎県ふぐ取扱条例（昭和33年宮崎県条例第29号）	第9条第2項及び第3項並びに第16条第1項及び第3項
[略]		[略]	
宮崎県産業廃棄物税条例（平成16年宮崎県条例第41号）	[略]	宮崎県産業廃棄物税条例（平成16年宮崎県条例第41号）	[略]
		宮崎県野生動植物の保護に関する条例（平成17年宮崎県条例第84号）	第14条第5項から第7項まで

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第32号

宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年宮崎県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するため	第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するため

の番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用（以下「個人番号の利用」という。）及び法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供（以下「特定個人情報の提供」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

の番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用（以下「個人番号の利用」という。）及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供（以下「特定個人情報の提供」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 宮崎県条例第33号

##### 宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例

宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（保有個人情報の提供先への通知）</p> <p>第36条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、<u>総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）</u>）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>（保有個人情報の提供先への通知）</p> <p>第36条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）</u>）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 宮崎県条例第34号

##### 宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例

宮崎県防災対策推進条例（平成18年宮崎県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（避難情報への留意等）</p> <p>第31条 県民は、災害対策基本法等に基づき市町村長等が発する避難準備情報、避難の<u>勧告及び指示</u>その他の災害に関する情報に留意し、互いに助け合いながらハザードマップの活用等により速やかに避難するよう努めるとともに、市町村長等が避難の<u>勧告又は指示の解除</u>を行うまでの間、避難を継続するよう努めるものとする。</p> <p>（避難計画の策定）</p> <p>第32条 市町村は、災害が発生した場合に備え、県、自主防災組織、防災関係機関及び避難計画の策定に関わる団体と連携して、災害対策基本法等に基づく避難の<u>勧告及び指示並びに避難準備情報</u></p>	<p>（避難情報への留意等）</p> <p>第31条 県民は、災害対策基本法等に基づき市町村長等が発する避難準備情報、避難の指示その他の災害に関する情報に留意し、互いに助け合いながらハザードマップの活用等により速やかに避難するよう努めるとともに、市町村長等が避難の指示の解除を行うまでの間、避難を継続するよう努めるものとする。</p> <p>（避難計画の策定）</p> <p>第32条 市町村は、災害が発生した場合に備え、県、自主防災組織、防災関係機関及び避難計画の策定に関わる団体と連携して、災害対策基本法等に基づく避難の指示<u>及び避難準備情報の基準</u>、避</p>

<p>の基準、避難場所、避難経路、避難方法その他の避難のために必要な事項を定めた避難計画を災害及び地域の特性に応じて策定するよう努めるものとする。</p> <p>第36条 県、市町村等は、災害が発生した後も引き続き気象情報等に留意し、及び警戒監視を行うとともに、安全が確認されるまでの間、警戒区域の設定、当該区域への立入りの制限、避難勧告、避難指示その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2～5 [略] (市町村への支援等)</p> <p>第40条 [略]</p> <p>2 県は、市町村長等が避難勧告又は避難指示を行う場合は、必要な助言を積極的に行うものとする。</p>	<p>避難場所、避難経路、避難方法その他の避難のために必要な事項を定めた避難計画を災害及び地域の特性に応じて策定するよう努めるものとする。</p> <p>第36条 県、市町村等は、災害が発生した後も引き続き気象情報等に留意し、及び警戒監視を行うとともに、安全が確認されるまでの間、警戒区域の設定、当該区域への立入りの制限、避難指示その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2～5 [略] (市町村への支援等)</p> <p>第40条 [略]</p> <p>2 県は、市町村長等が避難指示を行う場合は、必要な助言を積極的に行うものとする。</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第35号

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例（平成17年宮崎県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 地球温暖化の防止</p> <p>第1節 温室効果ガスの排出の抑制等の推進（第5条～第7条）</p> <p>第2節 [略]</p> <p>第3章～第7章 [略]</p> <p>附則</p> <p>第1節 温室効果ガスの排出の抑制等の推進 (温室効果ガスの排出の抑制等)</p> <p>第5条 県は、地球温暖化を防止するため、温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第 117号）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。以下同じ。）の排出の抑制等（同条第2項に規定する温室効果ガスの排出の抑制等をいう。以下同じ。）のための施策を推進するものとする。</p> <p>2 知事は、省資源及び省エネルギーの推進、新エネルギーの導入、環境への負荷の小さい交通体系の構築、森林の整備及び保全その他の温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する総合的な計画を定めるものとする。</p> <p>3 事業者及び県民は、前項に規定する計画に基づき、その事業活動又は日常生活において、省資源及び省エネルギーの推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。 (温室効果ガス排出抑制計画書の作成等)</p> <p>第6条 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスを排出する事業者として規則で定める者（以下「特定事業者」という。）は、規則で定めるところにより、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する計画（以下「温室効果ガス排出抑制計画」という。）を記載した書類（以下「温室効果ガス排出抑制計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、</p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 地球温暖化の防止</p> <p>第1節 温室効果ガスの排出の量の削減等の推進（第5条～第7条）</p> <p>第2節 [略]</p> <p>第3章～第7章 [略]</p> <p>附則</p> <p>第1節 温室効果ガスの排出の量の削減等の推進 (温室効果ガスの排出の量の削減等)</p> <p>第5条 県は、地球温暖化を防止するため、温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第 117号）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。以下同じ。）の排出の量の削減等（同条第2項に規定する温室効果ガスの排出の量の削減等をいう。以下同じ。）のための施策を推進するものとする。</p> <p>2 知事は、省資源及び省エネルギーの推進、新エネルギーの導入、環境への負荷の小さい交通体系の構築、森林の整備及び保全その他の温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する総合的な計画を定めるものとする。</p> <p>3 事業者及び県民は、前項に規定する計画に基づき、その事業活動又は日常生活において、省資源及び省エネルギーの推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策に協力しなければならない。 (温室効果ガス排出量削減計画書の作成等)</p> <p>第6条 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスを排出する事業者として規則で定める者（以下「特定事業者」という。）は、規則で定めるところにより、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減等に関する計画（以下「温室効果ガス排出量削減計画」という。）を記載した書類（以下「温室効果ガス排出量削減計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。</p>

事業の廃止等により、特定事業者に該当しなくなることが明らかなる者で、規則で定めるところによりその旨を届け出たものは、この限りでない。

2 特定事業者以外の事業者は、規則で定めるところにより、温室効果ガス排出抑制計画書を作成し、知事に提出することができる。

3 前2項の規定により温室効果ガス排出抑制計画書を提出した者は、温室効果ガス排出抑制計画を変更したときは、規則で定めるところにより、当該変更に係る温室効果ガス排出抑制計画書を作成し、知事に提出しなければならない。

(温室効果ガス排出状況報告書の作成等)

第6条の2 前条第1項又は第2項の規定により温室効果ガス排出抑制計画書を提出した者(特定事業者に該当しなくなった者若しくは事業の廃止等により特定事業者に該当しなくなることが明らかなる者又は前条第2項の規定により温室効果ガス排出抑制計画書を提出した者で、規則で定めるところによりその旨を届け出たものを除く。)は、規則で定めるところにより、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況及び温室効果ガス排出削減に資する取組の実施状況を記載した報告書(以下「温室効果ガス排出状況報告書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

(温室効果ガス排出抑制計画を達成するための補完的手段)

第6条の3 温室効果ガス排出抑制計画を達成しようとする者は、その手段として、自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制によるほか、森林の整備及び保全、再生可能エネルギーの利用その他の規則で定める温室効果ガス排出削減対策によることができる。

(温室効果ガス排出抑制計画書等の公表)

第7条 知事は、温室効果ガス排出抑制計画書又は温室効果ガス排出状況報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより公表するものとする。

2 [略]

(指導、助言及び勧告)

第7条の2 知事は、温室効果ガス排出抑制計画書及び温室効果ガス排出状況報告書を作成し、又は温室効果ガス排出抑制計画を実施しようとする者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 知事は、温室効果ガス排出抑制計画書又は温室効果ガス排出状況報告書を提出しなければならない者が、正当な理由なく、温室効果ガス排出抑制計画書若しくは温室効果ガス排出状況報告書を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれらを提出したときは、その者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のみやぎ県民の住みよい環境の保全等に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第6条各項の規定により提出されている温室効果ガス排出抑制計画書及び改正前の条例第6条の2の規定により提出されている温室効果ガス排出状況報告書は、それぞれこの条例による改正後のみやぎ県民の住みよい環境の保全等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第6条各項の規定による温室効果ガス排出削減計画書及び改正後の条例第6条の2の規定による温室効果ガス排出状況報告書が提出されるまでの間、これらの規定により提出された温室効果ガス排出削減計画書及び温室効果ガス排出状況報告書とみなす。

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

ただし、事業の廃止等により、特定事業者に該当しなくなることが明らかなる者で、規則で定めるところによりその旨を届け出たものは、この限りでない。

2 特定事業者以外の事業者は、規則で定めるところにより、温室効果ガス排出量削減計画書を作成し、知事に提出することができる。

3 前2項の規定により温室効果ガス排出量削減計画書を提出した者は、温室効果ガス排出量削減計画を変更したときは、規則で定めるところにより、当該変更に係る温室効果ガス排出量削減計画書を作成し、知事に提出しなければならない。

(温室効果ガス排出状況報告書の作成等)

第6条の2 前条第1項又は第2項の規定により温室効果ガス排出量削減計画書を提出した者(特定事業者に該当しなくなった者若しくは事業の廃止等により特定事業者に該当しなくなることが明らかなる者又は前条第2項の規定により温室効果ガス排出量削減計画書を提出した者で、規則で定めるところによりその旨を届け出たものを除く。)は、規則で定めるところにより、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況及び温室効果ガスの排出の量の削減に資する取組の実施状況を記載した報告書(以下「温室効果ガス排出状況報告書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

(温室効果ガス排出量削減計画を達成するための補完的手段)

第6条の3 温室効果ガス排出量削減計画を達成しようとする者は、その手段として、自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減によるほか、森林の整備及び保全、再生可能エネルギーの利用その他の規則で定める温室効果ガス排出量削減対策によることができる。

(温室効果ガス排出量削減計画書等の公表)

第7条 知事は、温室効果ガス排出量削減計画書又は温室効果ガス排出状況報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより公表するものとする。

2 [略]

(指導、助言及び勧告)

第7条の2 知事は、温室効果ガス排出量削減計画書及び温室効果ガス排出状況報告書を作成し、又は温室効果ガス排出量削減計画を実施しようとする者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 知事は、温室効果ガス排出量削減計画書又は温室効果ガス排出状況報告書を提出しなければならない者が、正当な理由なく、温室効果ガス排出量削減計画書若しくは温室効果ガス排出状況報告書を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれらを提出したときは、その者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

令和3年10月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第36号

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例（平成7年宮崎県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 特別採捕許可者 うなぎ稚魚の採捕について、宮崎県漁業調整規則（令和2年宮崎県規則第51号）第48条第1項に規定する知事の許可（以下「採捕許可」という。）を受けた者をいう。</p> <p>(3)～(12) [略]</p> <p>（うなぎ稚魚の譲受け等の禁止）</p> <p>第3条 何人も、うなぎ稚魚の譲受け、譲渡し、引受け、引渡し若しくは所持又はうなぎ稚魚の譲受け若しくは譲渡しに関する仲介（以下「うなぎ稚魚の譲受け等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 特別採捕許可者が次に掲げる行為をする場合</p> <p>ア 自己の採捕したうなぎ稚魚の譲渡し（採捕許可がうなぎの増養殖用の種苗の供給の目的でなされたものである場合における登録組合への譲渡し又は採捕許可がうなぎに係る試験研究若しくは教育実習の目的でなされたものである場合における当該採捕許可の目的の範囲内とする登録試験研究者等への譲渡しに限る。）、引渡し（採捕許可がうなぎの増養殖用の種苗の供給の目的でなされたものである場合における登録組合への引渡し又は採捕許可がうなぎに係る試験研究若しくは教育実習の目的でなされたものである場合における当該採捕</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 漁業許可者 <u>宮崎県漁業調整規則（令和2年宮崎県規則第51号）第4条第1項第2号に掲げる漁業について、同項に規定する知事の許可を受けた者をいう。</u></p> <p>(3) 特別採捕許可者 うなぎ稚魚の採捕について、宮崎県漁業調整規則第48条第1項に規定する知事の許可（以下「採捕許可」という。）を受けた者をいう。</p> <p>(4)～(13) [略]</p> <p>（うなぎ稚魚の譲受け等の禁止）</p> <p>第3条 何人も、うなぎ稚魚の譲受け、譲渡し、引受け、引渡し若しくは所持又はうなぎ稚魚の譲受け若しくは譲渡しに関する仲介（以下「うなぎ稚魚の譲受け等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 漁業許可者が次に掲げる行為をする場合</p> <p>ア <u>自己の採捕したうなぎ稚魚の譲渡し（登録組合への譲渡しに限る。）、引渡し（登録組合への引渡しに限る。）又は所持</u></p> <p>イ <u>アに掲げる行為に伴って登録運搬者等に運搬又は一時的な保管の委託をした場合における当該登録運搬者等へのうなぎ稚魚の引渡し又は当該登録運搬者等からのうなぎ稚魚の引受け</u></p> <p>ウ <u>イに規定する登録運搬者等がイに規定する委託の範囲内で他の登録運搬者等に再委託をした場合における当該他の登録運搬者等へのうなぎ稚魚の引渡し又は当該他の登録運搬者等からのうなぎ稚魚の引受け</u></p> <p>エ <u>登録組合から委託を受けた登録運搬者等がするうなぎ稚魚の引受けに応ずる場合における当該うなぎ稚魚の引渡し</u></p> <p>オ <u>エに規定する登録運搬者等からエに規定する委託の範囲内で再委託を受けた他の登録運搬者等がするうなぎ稚魚の引受けに応ずる場合における当該うなぎ稚魚の引渡し</u></p> <p>カ <u>同居の親族にアからオまでに掲げる行為の補助をさせる場合における当該同居の親族へのうなぎ稚魚の引渡し又は当該同居の親族からのうなぎ稚魚の引受け</u></p> <p>(2) 特別採捕許可者が次に掲げる行為をする場合</p> <p>ア 自己の採捕したうなぎ稚魚の譲渡し（採捕許可がうなぎに係る試験研究又は教育実習の目的でなされたものである場合における当該採捕許可の目的の範囲内とする登録試験研究者等への譲渡しに限る。）、引渡し（採捕許可がうなぎに係る試験研究又は教育実習の目的でなされたものである場合における当該採捕許可の目的の範囲内とする登録試験研究者等への引渡しに限る。）又は所持</p>

許可の目的の範囲内とする登録試験研究者等への引渡しに限る。)又は所持

イ・ウ [略]

エ 登録組合又は登録試験研究者等から委託を受けた登録運搬者等がするうなぎ稚魚の引受けに応ずる場合における当該うなぎ稚魚の引渡し

オ・カ [略]

(2) 次に掲げる者が県内において採捕されたうなぎ稚魚についてそれぞれ次に掲げる行為をする場合

ア 登録組合 次に掲げる行為

(ア) うなぎ稚魚の集荷又は出荷のためにするうなぎ稚魚の譲受け(特別採捕許可者からの譲受けに限る。)、譲渡し(登録集出荷業者等又は登録養殖業者への譲渡しに限る。)

)、引受け(特別採捕許可者又は当該特別採捕許可者の同居の親族からの引受けに限る。)、引渡し(登録集出荷業者等又は登録養殖業者への引渡しに限る。)

又は所持  
(イ) うなぎ稚魚の放流のためにするうなぎ稚魚の譲受け(特別採捕許可者、他の登録組合又は登録養殖業者からの譲受けに限る。)、譲渡し(他の登録組合への譲渡しに限る。)、引受け(特別採捕許可者若しくは当該特別採捕許可者の同居の親族、他の登録組合又は登録養殖業者からの引受けに限る。)、引渡し(他の登録組合への引渡しに限る。)

又は所持  
(ウ)・(エ) [略]

(オ) 特別採捕許可者、他の登録組合、登録集出荷業者等又は登録養殖業者から委託を受けた登録運搬者等がするうなぎ稚魚の引渡し又は引受けに応ずる場合における当該うなぎ稚魚の引受け又は引渡し

(カ) [略]

(キ) 特別採捕許可者のためにするうなぎ稚魚の譲受け又は譲渡しに関する仲介

イ～エ [略]

オ 登録運搬者等 次に掲げる行為

(ア) 次の表の左欄に掲げる者からその者のそれぞれ同表の右欄に掲げる行為に伴って運搬又は一時的な保管の委託を受けてするうなぎ稚魚の引受け、引渡し又は所持

特別採捕許可者	[略]
[略]	

(イ)・(ウ) [略]

(3) [略]

(4) 特別採捕許可者の同居の親族が、当該特別採捕許可者がする第1号アからオまでに掲げる行為の補助のために、当該特別採捕許可者の採捕したうなぎ稚魚の引受け(当該特別採捕許可者又は登録運搬者等からの引受けに限る。)、引渡し(当該特別採捕許可者、登録組合、登録試験研究者等又は登録運搬者等への引渡しに限る。)

又は所持をする場合  
(5) 第2号アからオまでに掲げる者の役員又は使用人がそれぞれ同号アからオまでに掲げる行為に伴ってうなぎ稚魚の引受け

イ・ウ [略]

エ 登録試験研究者等から委託を受けた登録運搬者等がするうなぎ稚魚の引受けに応ずる場合における当該うなぎ稚魚の引渡し

オ・カ [略]

(3) 次に掲げる者が県内において採捕されたうなぎ稚魚についてそれぞれ次に掲げる行為をする場合

ア 登録組合 次に掲げる行為

(ア) うなぎ稚魚の集荷又は出荷のためにするうなぎ稚魚の譲受け(漁業許可者からの譲受けに限る。)、譲渡し(登録集出荷業者等又は登録養殖業者への譲渡しに限る。)

)、引受け(漁業許可者又は当該漁業許可者の同居の親族からの引受けに限る。)、引渡し(登録集出荷業者等又は登録養殖業者への引渡しに限る。)

又は所持  
(イ) うなぎ稚魚の放流のためにするうなぎ稚魚の譲受け(漁業許可者、他の登録組合又は登録養殖業者からの譲受けに限る。)、譲渡し(他の登録組合への譲渡しに限る。)、引受け(漁業許可者若しくは当該漁業許可者の同居の親族、他の登録組合又は登録養殖業者からの引受けに限る。)、引渡し(他の登録組合への引渡しに限る。)

又は所持  
(ウ)・(エ) [略]

(オ) 漁業許可者、他の登録組合、登録集出荷業者等又は登録養殖業者から委託を受けた登録運搬者等がするうなぎ稚魚の引渡し又は引受けに応ずる場合における当該うなぎ稚魚の引受け又は引渡し

(カ) [略]

(キ) 漁業許可者のためにするうなぎ稚魚の譲受け又は譲渡しに関する仲介

イ～エ [略]

オ 登録運搬者等 次に掲げる行為

(ア) 次の表の左欄に掲げる者からその者のそれぞれ同表の右欄に掲げる行為に伴って運搬又は一時的な保管の委託を受けてするうなぎ稚魚の引受け、引渡し又は所持

漁業許可者	第1号アに掲げる行為
特別採捕許可者	[略]
[略]	

(イ)・(ウ) [略]

(4) [略]

(5) 漁業許可者の同居の親族が、当該漁業許可者がする第1号アからオまでに掲げる行為の補助のために、当該漁業許可者の採捕したうなぎ稚魚の引受け(当該漁業許可者又は登録運搬者等からの引受けに限る。)、引渡し(当該漁業許可者、登録組合又は登録運搬者等への引渡しに限る。)

又は所持をする場合  
(6) 特別採捕許可者の同居の親族が、当該特別採捕許可者がする第2号アからオまでに掲げる行為の補助のために、当該特別採捕許可者の採捕したうなぎ稚魚の引受け(当該特別採捕許可者又は登録運搬者等からの引受けに限る。)、引渡し(当該特別採捕許可者、登録試験研究者等又は登録運搬者等への引渡しに限る。)

又は所持をする場合  
(7) 第3号アからオまでに掲げる者の役員又は使用人がそれぞれ同号アからオまでに掲げる行為に伴ってうなぎ稚魚の引受け

<p>、引渡し又は所持をする場合</p> <p>(6) 第3号に規定する者の役員又は使用人が同号に規定するうなぎ稚魚の譲受け等に伴ってうなぎ稚魚の引受け、引渡し又は所持をする場合</p> <p>(7) [略]</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第4条 第2条第8号から第12号まで及び前条第3号の登録は、うなぎ稚魚の取扱者の種別ごとに行うものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 うなぎ稚魚の取扱者の種別は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 県外うなぎ稚魚取扱者（前条第3号に規定するうなぎ稚魚の譲受け等をする者をいう。）</p>	<p>、引渡し又は所持をする場合</p> <p>(8) 第4号に規定する者の役員又は使用人が同号に規定するうなぎ稚魚の譲受け等に伴ってうなぎ稚魚の引受け、引渡し又は所持をする場合</p> <p>(9) [略]</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第4条 第2条第9号から第13号まで及び前条第4号の登録は、うなぎ稚魚の取扱者の種別ごとに行うものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 うなぎ稚魚の取扱者の種別は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 県外うなぎ稚魚取扱者（前条第4号に規定するうなぎ稚魚の譲受け等をする者をいう。）</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月4日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県条例第37号

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和33年宮崎県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための手当の特例）</p> <p>5 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。）</u>にかかっている被留置者又はこれに類する者として公安委員会が定めるもの（以下「感染被留置者等」という。）に係る作業であって公安委員会が定めるものに従事したときは、第2条の規定にかかわらず、特殊勤務手当として従事日数に応じて防疫等作業手当を支給する。</p>	<p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための手当の特例）</p> <p>5 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）</u>にかかっている被留置者又はこれに類する者として公安委員会が定めるもの（以下「感染被留置者等」という。）に係る作業であって公安委員会が定めるものに従事したときは、第2条の規定にかかわらず、特殊勤務手当として従事日数に応じて防疫等作業手当を支給する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。